

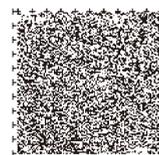
概要版

みどり市 障がい者計画2022

～ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち～



令和4年3月
みどり市



計画策定の背景と趣旨

本市では、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支えあいながら、地域の中で生活し活動できる社会を実現するために「ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち」を基本理念として、平成29年3月に「みどり市障がい者計画2012(後期計画)」を策定し、みどり市の障がい者施策を総合的に推進してきました。

本市では「みどり市障がい者計画2012(後期計画)」の計画期間が令和3年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて計画を策定します。



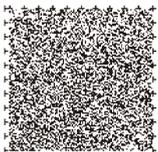
計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和14年度までの11年間とし、計画の中間年に、社会情勢や障がいのある人のニーズ等の変化を踏まえて見直しを行うこととします。

ただし、国や県の動向を踏まえ、他の関連する計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。



年度 計画	平成	令和													
	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
みどり市障がい者計画	みどり市障がい者計画2012 (平成24年度～)			みどり市障がい者計画2022											
みどり市障害福祉計画	第5期		第6期			第7期			第8期			第9期			
みどり市障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期			



計画の対象

本計画では、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すために、市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

障がい者施策を推進するにあたっては、障害者基本法第2条に定義する障害者を主な対象とし、事業の対象となる障がいの範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

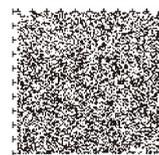
基本理念

これまでの障がい者計画の基本理念である「ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち」を継承し、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活し活動できる共生社会の実現を目指します。

なお、本計画の名称は「みどり市障がい者計画2022」とし、市民と行政とのパートナーシップに基づくまちづくりを進めます。

本計画の基本理念

ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち



基本方針

● 基本方針 1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人やその生活を支援する家族等の介助者の意見を尊重し、施策に反映するとともに、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援します。

● 基本方針 2 あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人もない人もその能力を発揮しながら安心して生活できるよう、アクセシビリティを向上していきます。

● 基本方針 3 当事者本位の総合的かつ横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けることができるよう、福祉や教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

複数の分野にまたがる課題については、障がいのある人やその生活を支援する家族等の介助者の意向を踏まえ、関係機関が必要な連携を図りながら総合的かつ横断的に対応していきます。

● 基本方針 4 障がいの特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい福祉施策は、障がいの特性や状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえてきめ細かい支援を行います。

その際、外見からは判別しにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

● 基本方針 5 複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対して、きめ細かい配慮の下、施策を実施していきます。

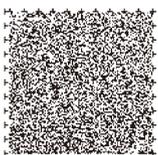
特に女性はそれぞれの障がい特性や状態により様々な支援が必要となること、子どもは一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすためにニーズへの配慮をすること、高齢者は高齢化の状況を踏まえた施策との整合性に留意すること等を考慮して支援を行います。

● 基本方針 6 障がいを理由とする差別の解消

障害者差別解消法や「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、様々な関係機関との連携を図りつつ、事業者、市民等の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。

● 基本方針 7 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

必要な現状把握・分析を行うとともに、PDCAサイクルにより、施策の着実な実行及び見直しを行います。



施策体系

基本理念

ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち

基本方針

- 基本方針 1 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 基本方針 2 あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 基本方針 3 当事者本位の総合的かつ横断的な支援
- 基本方針 4 障がいの特性等に配慮したきめ細かい支援
- 基本方針 5 複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- 基本方針 6 障がいを理由とする差別の解消
- 基本方針 7 施策の総合的かつ計画的な取組の推進



基本目標1 障がいに対する 理解促進と差別解消



地域の人々が障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、市民一人一人がお互いを尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

基本目標2 生活支援サービスの充実



関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族等の介助者への相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標3 保健・医療体制の充実



保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築を推進します。

基本目標4 療育・教育体制の充実



子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制を充実します。

基本目標5 就労環境の整備



企業等に対して障がいのある人の雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障がいのある人が安心して働ける環境を整備します。

基本目標6 コミュニケーション 環境の充実

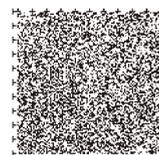


市のホームページや広報紙を中心に、情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を推進します。

基本目標7 安全・安心の確保



都市基盤や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある人の利便性に配慮した環境の整備を推進します。



施策展開



基本目標1 障がいに対する理解促進と差別解消



障がいのある人が生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域の人々が障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、市民一人ひとりがお互いを尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図ります。

施策の方向

1. 啓発・広報活動の充実
2. 福祉教育の充実
3. ボランティア・関係団体の活動支援

関連するSDGsの目標



基本目標2 生活支援サービスの充実



障がいのある人が自ら選択して、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族等の介助者への相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

施策の方向

1. 生活安定施策の充実
2. 福祉サービスの充実
3. 相談支援の充実
4. 権利擁護の推進
5. 福祉人材の確保
6. スポーツ・趣味・文化芸術活動の充実

関連するSDGsの目標



基本目標3 保健・医療体制の充実

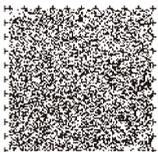


障がいのある人が安心して医療を受け、生涯にわたって健康的に生活することができる環境づくりのために、保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築を推進します。

施策の方向

1. 障がいの予防・早期発見体制の充実
2. 適切な医療・リハビリテーションの充実
3. 精神保健対策の充実

関連するSDGsの目標



基本目標4 療育・教育体制の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた取組を支援する視点から、子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制を充実します。

施策の方向

1. 療育の充実
2. 学校教育の充実

関連するSDGsの目標



基本目標5 就労環境の整備

ハローワークや関係機関等と連携し、企業等に対して障がいのある人の雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障がいのある人が安心して働ける環境を整備します。

施策の方向

1. 雇用・就業の促進
2. 福祉的就労の充実

関連するSDGsの目標



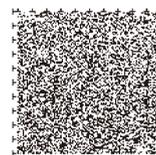
基本目標6 コミュニケーション環境の充実

市のホームページや広報紙を中心に、情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を推進します。

施策の方向

1. 意思疎通支援の充実
2. 情報アクセシビリティの向上

関連するSDGsの目標



基本目標7 安全・安心の確保

障がいのある人の安全・安心の確保に必要な支援は多岐にわたっており、都市基盤や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある人の利便性に配慮した環境の整備を推進します。

施策の方向

1. 福祉のまちづくりの推進
2. 防犯対策の推進
3. 防災対策の推進

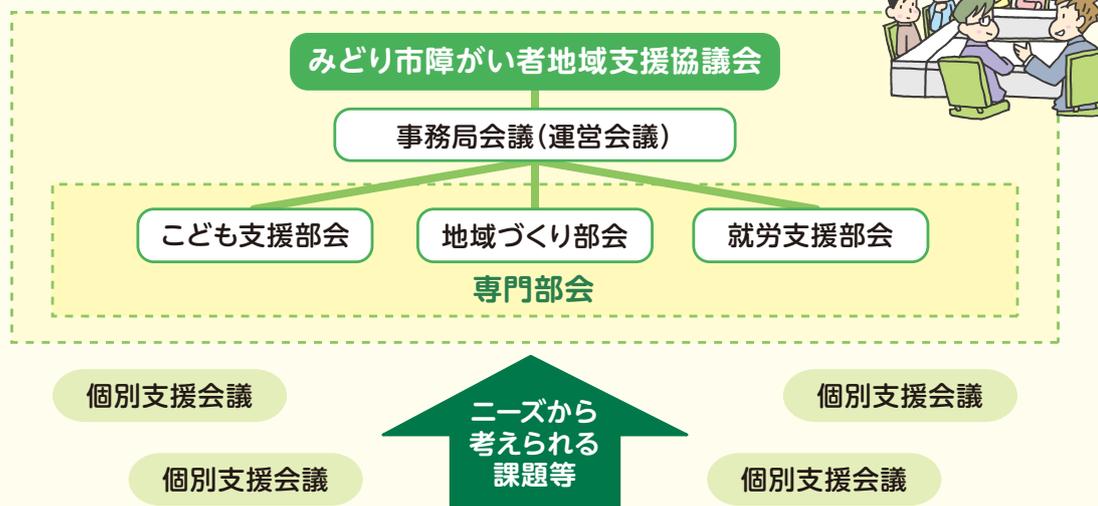
関連するSDGsの目標



計画の推進体制の充実

本計画を着実に推進するため、社会福祉課を中心として、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・防災等に関する各部局が連携を図るとともに、行政と関係団体などが一体となって施策を推進していきます。

みどり市障がい者地域支援協議会組織図



みどり市障がい者計画2022 令和4年3月

発行 みどり市

編集 みどり市 保健福祉部 社会福祉課

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952(笠懸庁舎)
TEL:0277-76-2111(代表) FAX:0277-76-2449
ホームページ: <https://www.city.midori.gunma.jp>

